

資料提供	
令和7年12月4日	
課名	健康危機管理課 (感染症・疾病管理センター)
担当者	片平
電話(直通)	082-513-3079
(内線)	3079

麻しん（はしか）患者の発生について

令和7年12月3日、西部保健所広島支所に麻しん患者の届出があり、遺伝子検査を実施したところ、本日、陽性と判明し、麻しんであることが確定しました。

同所による疫学調査の結果、他人に感染させるおそれがある期間（感染可能期間）に不特定多数の方が利用する施設を利用していたことが判明しました。

本公表は、麻しんウイルスは非常に感染力が強いため、患者と接触した方等への注意喚起として広く情報提供するものです。

1 患者の概要

年齢・性別 30歳代 男性
 住所 北広島町
 症状 発熱、発疹、咳嗽、コプリック斑、結膜充血
 渡航歴 11月9日～11月18日までベトナムに滞在
 予防接種歴 不明

2 経過

11月18日（火） ベトナムより帰国
 11月23日（日） 北広島町内のスーパーを利用
 11月24日（月） 勤務、夜発熱
 11月25日（火） 勤務、北広島町内の医療機関を夜受診
 11月27日（木）～11月30日（日） 点滴（栄養補給）のため同医療機関を受診
 12月3日（水） 抗体検査結果が判明し、同医療機関から発生届提出、検体採取
 12月4日（木） 県保健環境センターによる遺伝子検査の結果、麻しんと確定

3 感染可能期間内に患者が不特定の方と接触した可能性がある施設

利用日時	利用施設	体調に注意を要する期間
11月23日（日）16時～17時	北広島町内のスーパー	12月14日（日）まで
11月25日（火）20時～22時	北広島町内の医療機関 (全て同一の施設)	12月16日（火）まで
11月27日（木）11時～13時		12月18日（木）まで
11月28日（金）9時～11時30分		12月19日（金）まで
11月29日（土）9時～12時		12月20日（土）まで
11月30日（日）10時～12時		12月21日（日）まで

※ 施設名について、感染症法に基づく公表義務はなく、施設から同意が得られない場合は、従前から公表していません。

※ 麻しんウイルスの空気中における生存期間は2時間以下とされており、麻しん患者の利用日以外に当該施設を利用された場合は、感染のおそれはありません。

4 上記の時間帯に当該施設を利用された皆様へ

- ・ 潜伏期間は最大3週間（上表「体調に注意する期間」欄参照）といわれており、当該期間は体調に注意するとともに、発熱、咳、発疹等、麻しんが疑われる症状がみられた場合は、必ず事前に医療機関に連絡の上、速やかに受診（公共交通機関等の利用を避ける）してください。
- ・ 麻しんは、発症する1日前から感染性（空気感染、飛沫感染、接触感染）があります。ただし、罹患歴のある方は、感染の心配はなく、ワクチン接種（2回）を受けた方は発症の可能性は極めて低いです。

5 医療機関の皆様へ

- ・ 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- ・ 患者（疑い含む。）は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- ・ 臨床症状等から麻しんと診断した場合には、速やかに保健所へ届け出てください。

6 予防のために

- ・ 麻しんの効果的な予防法は、ワクチンの接種であり、母子健康手帳等を確認し、罹患歴や麻しん含有ワクチンの接種歴を確認するとともに、定期接種の対象者（1歳児と小学校就学前1年間）や、接種が確認できない方（特に海外へ渡航される方）は、ワクチン接種を検討しましょう。

7 本県の麻しんの報告数

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年※
広島県	1	0	0	0	0	3
全国	13	6	6	28	45	245

※ 広島県は12月4日（本件を含む）、全国は11月23日までの数値

【参考情報】

広島県ホームページ「麻しん（はしか）」の感染予防について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/mashin-ryuukou.html>

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、患者及び患者家族等について、本人等が特定されることがないように、格段の御配慮をお願いします。